

令和 6 年度皇居外苑半蔵門園地外壁設計業務 特記仕様書

令和 6 年 12 月

環境省皇居外苑管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。
https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html
2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象位置

本業務の設計対象は別途図面に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和7年3月26日（水）までとする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であること。

- ① 下記の資格のいずれかを有する者
 - ・技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）
 - ・RCCM（造園部門又は都市計画及び地方計画）
 - ・上記と同等以上の資格。
- ② 下記の実績を有する者
 1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 業務計画書

受注者は、契約後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。

第6条 配置技術者の確認について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

第7条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は2回以上とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務完了時

第8条 成果物の提出

1. 成果品は、紙媒体及び電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出すること。
2. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
3. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。また、図面は CAD (ファイル形式は .DXF、.SFC、.P21 のいずれか) 並びに PDF 形式で納品すること。
4. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

第9条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第10条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の1に示すとおりとする。

第11条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部(主たる部分を除く)を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の2に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。

3. 第1項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第12条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第13条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第14条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の8の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第15条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています

第2章 業務内容

第16条 業務の目的

皇居外苑の半蔵門園地は、英国大使館の一部が変換されたことをうけて整備され、令和4年度に竣工、開園した。英国大使館の外壁と半蔵門園地の外壁が接していたことから、園地側の外壁を撤去した場合は大使館側へ影響が生じるため、園地側の一部が残置された状態にある。しかし、民間企業による隣地の再開発（(仮称)千代田区一番町計画）が決まり、大使館側にある外

壁が撤去される計画が示され、残置していた園地側外壁も撤去されることから、再整備する必要が生じた。本業務は、この外壁再整備の実施設計を行うものである。

第 17 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものと
する。

第 18 条 実施設計

本業務での現況調査、既存の設計を基に、新設する外壁の意匠、構造、寸法を検討し設計を行
うもの。また、これらに係る設計説明書及び図面の作成、数量計算、設計書の作成（工事費の算
出）を行うものとする。

1. 半蔵門園地外壁

(1) 設計対象

外壁再整備

- 1) 北東部（L=1.5m、H=2.0m 程度） 1 式
- 2) 北西部（L=1.2m、H=2.0m 程度） 1 式

(2) 設計条件

1) 構造物用途：外壁

2) 外壁再整備：新たに設置する外壁は、連続する既存外壁と同様の意匠を想定し
ている。ただし、構造及びデザイン性、経済性を考慮してより効果的
な意匠がある場合は、調査職員と調整のうえ決定することができる。
新設する外壁は、既存外壁と一体化させるとともに、マンション側
外壁の端部に設けられる柱に接続させる。

また、設計においては構造計算を行うこと。

3) 設計書の作成に使用する積算基準は「自然公園等積算基準（自然公園編）」及
び「土木工事標準積算基準書」を基本とし、その他の基準については調査職員
と調整のうえ適用すること。

4) 物価資料及び見積もりによる歩掛、単価の取得や採用方法については、調査職
員と調整のうえ決定すること。

第 3 章 その他

第 19 条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は、以下のとおりとする。

種類	年度	図書名	備考
報告書	令和元年度	皇居外苑半蔵門地区整備実施設計業務報告書	CAD 及び PDF データ
報告書	令和３年度	皇居外苑半蔵門地区園地整備実施設計業務	CAD 及び PDF データ
図面	令和３年度	皇居外苑半蔵門地区園地整備工事（竣工図）	CAD 及び PDF データ
図面	令和４年度	皇居外苑半蔵門地区整備工事（竣工図）	CAD データ

第 20 条 中間成果の提出

工事発注に必要な図面、数量計算書及び設計書については、事前に調査職員の確認を受けたうえで令和 7 年 2 月 28 日（金）までに提出すること。

その他、業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第 21 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第 22 条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第 23 条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

業務対象位置図

